

(様式3)

外国人児童生徒等教育アドバイザー派遣結果報告書

都道府県名	群馬県	市町村名		大学名	
派遣日	令和5年8月2日(水曜日) 13:50~16:30(添付資料参照)				
実施方法	※いずれかに○をつけてください。 <input checked="" type="checkbox"/> 派遣 <input type="checkbox"/> 遠隔				
派遣場所	群馬県立太田フレックス高等学校 群馬県太田市下田島町1243-1				
アドバイザー氏名	東京学芸大学教職大学院 齋藤 ひろみ 教授				
相談者	群馬県教育委員会事務局高校教育課教科指導係 「県立高等学校等における日本語指導の体制づくり」事業担当				
相談内容	<p>高校段階における日本語指導の制度化を受け、群馬県教育委員会では、令和5年度から「県立高等学校等における日本語指導の体制づくり」事業を実施し、日本語指導支援員の配置や多言語通訳機の貸与、モデル校における「特別の教育課程」による日本語指導の研究実践などを始動させている。本事業のモデル校である県立太田フレックス高校では、以前からNPO法人の協力を得ながら日本語指導が必要な生徒への支援を行ってきたが、今年度以降は、特別の教育課程による日本語指導の単位認定や、日本語指導に係る学校設定科目の開講に関する実践研究を進めていく予定である。</p> <p>県内の一部の高校では、これまでもNPO法人の支援を受けたり、チームティーチングを行ったりするなどして、生徒への丁寧な支援をしてきた学校もあるが、県全体としては高校における日本語指導の体制づくりの構築が急務であると考えます。そこで、この機会を活用し、日本語指導に対する県内高校教員の基礎的な知識や、多文化共生の考え方に対する理解を、よりいっそう深めるための研修を計画した。</p> <p>研修の内容としては、外国人生徒等の現状と課題を踏まえ、日本語指導が必要な生徒の把握の仕方や、特別の教育課程に係る個別の指導計画の作成、また、通常の教科の授業における学習支援に関する有効な方策などを御教示いただきたく依頼した。</p>				
派遣者からの指導助言内容	<p>講義題「日本語指導が必要な高校生の支援」 内容</p> <ol style="list-style-type: none">1 高等学校における日本語指導—現状と課題<ul style="list-style-type: none">・「令和の日本型学校教育」で示された方向性 ~多様性と包摂性~・日本語指導が必要な生徒の受け入れ状況・現在の課題 ~対象生徒の実態把握の重要性など~2 日本語指導の制度化—「特別の教育課程」としての編成・実施<ul style="list-style-type: none">・日本語指導の「特別の教育課程」としての編成・実施・「特別の教育課程」が導入された意義・日本語指導の対象生徒・指導体制 ~組織的取組のために~・日本語指導教科学習支援の実施形態と場所3 日本語指導が必要な生徒の把握<ul style="list-style-type: none">・指導、支援の要否判断の手続き				

	<ul style="list-style-type: none">・ 要否判断のための日本語力の把握方法の例・ 指導、支援対象生徒の3タイプ <p>4 キャリアを支えることばの教育</p> <ul style="list-style-type: none">・ 文化間移動する子どもたちのキャリア形成・ 外国人生徒等のキャリア形成において配慮すべき点・ 卒業後を見通した履修計画と「個別の指導計画」・ 自己実現（キャリア形成）のための日本語指導・ 個別の指導計画の例 <p>5 生徒の経験と多様性を生かしたことばの教育</p> <ul style="list-style-type: none">・ 文化間移動後の学びの連続性を保障・ 生徒のタイプ別日本語指導のイメージ <p>6 普通の授業で（できること）やさしい日本語で書き換え（リライト）・言い換え</p> <ul style="list-style-type: none">・ 教科学習支援の方法・ やさしい日本語に書き換える・ やさしい日本語で話す <p>おわりに 学習者エンゲージメントを促進する ＜県立太田フレックス高校への助言＞</p> <ul style="list-style-type: none">・ 本校はフレックス高校であり、特色ある学校設定科目なども多く設定されている。このような、本校ですすでに行っている教育活動をうまく生かした日本語指導の在り方も考えられるのではないかと。・ 学校全体として日本語指導に取り組んでいくために、「担任としてこういうことをやろう」とか、「新しい学習用語はふりがなをつけよう」など、学校全体での約束事を決めたり、教員自身が日本語を学ぶ機会を作ったりするなどの取組が有効な場合もある。検討してはどうか。・ 教員の一方的な授業ではない「探究型授業」への授業改善も重要である。用語を覚えるだけの授業ではなく、自分で考えて解決していく授業こそ、日本語指導が必要な生徒はもちろん、全ての生徒にとって必要ではないかと。
相談後の方針の変化、今後の取組方針等	<ul style="list-style-type: none">・ 参加者からは、外国人生徒等の現状に対する高校教員の知識不足を指摘する声が多かった。より多くの教員を対象とした研修の実施や、情報周知の重要性を再確認することができた。・ 普通の授業においても、必要に応じて「やさしい日本語」を意識して使用することや、生徒が探究的に取り組む授業への改善が重要であることを理解した。本事業の方向性としてはもちろん、教科指導における授業改善の方向性として参考としていきたい。・ 高校における「特別の教育課程」を実施するに当たっては、今後もより多くの情報を集め、継続的に研究していく必要がある。引き続き、情報収集に努めたい。・ 今後は、高校生への単なる日本語指導の実施だけにとどまらず、キャリア教育等を含めた、外国人生徒等の包括的な支援について施策を進める重要性を認識した。

1枚にまとめる必要はありませんので詳細に記載願います。

なお、本報告書の内容は、文部科学省ホームページで公開いたします。